

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリホームセンター白石店
白石市大平森合字森合沖59 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 市町村の意見の概要

（1）駐車需要の充足等交通について

・「指針に基づく配慮事項」にも記載はあるが、計画地は集客施設が集積している場所であることから、混雑時には、通学児童をはじめとする周辺通行人及び周辺通行車両の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

（2）歩行者の通行の利便の確保について

・昨年10月から計画地東側道路が市内循環市民バスの運行経路となり、近傍に停留所ができたことから、歩行者対策に留意をお願いしたい。

（3）騒音について

・宮城県公害防止条例に定める特定施設（条例施行規則第二条別表第一）を設置する場合は、同条例に基づく届出を設置工事着手予定日の30日前までに提出すること。

（参考）規制基準

用途地域：無指定

区域区分：（騒音）第二種区域

（振動）第一種区域

（騒音）昼	（8:00～19:00）	55db以下
朝・夕	（6:00～8:00, 19:00～22:00）	50db以下
夜間	（22:00～6:00）	45db以下

(振動) 昼	(8:00~19:00)	60 db 以下
夜間	(19:00~8:00)	55 db 以下

(4) 廃棄物について

- ・白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第三条に基づき、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術の開発に努めるようにすること。
- ・生じた廃棄物は、仙南地域広域行政事務組合が指定する処理施設に直接搬入するか、市の許可を有する一般廃棄物処理業者に依頼して適正に処理すること。

(5) その他（火災・災害発生時について）

- ・店舗周辺での火災や、災害が発生した場合、可能な限り関係機関からの要請に協力いただくようお願いしたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

6 縦覧期間

平成31年2月1日から平成31年3月1日まで（ただし，閉庁日を除く。）